

社日重福協発第 73 号
令和 6 年 3 月 13 日

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長 辺見 聡 様

公益社団法人
日本重症心身障害福祉協会
理事長 児玉 和夫
(公印省略)

公益社団法人
全国重症心身障害日中支援協議会
会長 末光 茂
(公印省略)

全国重症心身障害児(者)を守る会
会長代行 小山 京子
(公印省略)

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に係る要望

日頃より、重症心身障害児者のための施策の充実にご尽力を賜り感謝申し上げます。

この度、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に関して、詳細が明らかになって参りましたが、生活介護に関わる報酬改定に関して時間単位で報酬に差を設ける仕組みでは、私たちが関係している重症心身障害者の生活介護事業の多くが運営危機に陥る恐れが出てきます。この仕組みの再考をいただきませんと在宅の重症心身障害の方々の生活に多大な影響が及ぶことが懸念されます。

私ども三団体としては、重症心身障害のある方々の心身の状態を勘案していただき、ご本人に過剰な負担を掛けることなく適切な活動時間を確保している場合には大幅減額がないようにして下さるよう強く要望する次第です。

理由

私ども三団体は、全国の重症心身障害者が利用される生活介護を実施または利用する立場に立つ団体であります。特に、重症心身障害施設が運営に関与している生活介護では、利用者の 88.6%(2,248 人：R4 年度実績)が重症心身障害者であります。その中には人工呼吸器(13%)や気管切開をしている医療的ケアを必要とする方々が多く含まれています。こうした方々の送迎にはかなりの時間が必要となります。通常とは異なるサイズの車椅子で医療ケア用の装備も一緒に積み込むため、1 台の車に乗せる車椅子の台数は制限され、少人数ずつ複数回の送迎をせざるを得ないところもあります。お一人をリフト付きの車に乗せて安全を確保するのに時間もかかります。

加えて、重症心身障害者対象の生活介護事業所が少ないため、かなりの広域をカバーすることから利用者の送迎に時間を要します。また、送迎地の方向も異なるために、より多くの送迎車や送迎スタッフも必要になります。

医療的ケアが必要な方については、看護師が同乗し、送迎車の中においても痰の吸引などのケアを行うことも多く、その段階からサービスは実質的に開始しています。

医療的ケアがない重症心身障害者の場合でも、医療的ケア対象者と合わせて送迎するため、実質的に同じ時間が必要になります。

こうした事情により、送迎に関わる時間が合計 3 時間になる事業所も少なくありません。3 時間を超える事業所もあります。ここにサービス提供時間を 6 時間以上に設定すると、職員の勤務時間がオーバーになり、運転手の確保も難しくなり、朝早くから送り出すまでの間、バイタルチェックや身支度等、準備をするご家庭にも負担をかけることとなります。

以上の理由で 生活介護サービス提供に関わる報酬を、提供時間ごとに差をつけるとしても、重症心身障害のあるご本人に過剰な負担を掛けることなく適切な活動時間を確保している場合は、特段のご配慮をお願いする次第です。

どうかご検討よろしく願いいたします。